

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第2条第1項に規定する急傾斜地(以下「急傾斜地」という。)の崩壊を防止し、もって民生の安定と県土の保全に資するため市町が実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象、補助率)

第2条 補助の対象となる事業は、急傾斜地の崩壊を防止する設備の新設、改良または補修工事であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 急傾斜のがけの高さが5mをこえること。ただし、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区にかかるものならびに人工がけはのぞく。
- (2) 急傾斜地の崩壊により、家屋5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり緊急を要すること。
- (3) 生業依存度がきわめて高く、他に移転することが不可能であること、または、300m以内に移転適地が無いこと。
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。
- (5) 前各号のほか、知事が特に必要と認めたものであること。

2 知事は、補助対象事業費の9/10以内の額を補助するものとする。

(補助金の交付の内定通知)

第3条 補助対象となる事業の実施箇所は知事が定めるものとし、補助事業者に対し、補助金交付の内定の通知をするものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするものは、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類
- (3) 実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定通知は、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条に規定する申請の取下げをするときは、取下げ理由を付した文書により速やかに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものと見なす。

(補助事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第4号)、変更実施設計書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第1に定める軽微な変更はこの限りではない。

(内容の変更承認通知)

第8条 前条に規定する事業計画の変更承認の通知は、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業変更承認通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助金の変更交付の申請)

第9条 補助金の変更交付の申請をしようとするものは、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に第4条に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(変更交付決定の通知)

第10条 前条に規定する補助金の変更交付決定の通知は、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(着手報告、状況報告および調査)

第11条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、ただちに、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業着手報告書(様式第7号の2)を知事に提出しなければならない。

2 前項に定めるほか、知事は必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況報告を求め、または調査することができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定により補助事業者は、補助事業が完了したときは、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業実績報告書(様式第8号)および同様式に記載の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、報告書の提出期限は、工事完了後1月以内(完了の日が3月11日から3月31日までの期間内であるときは、4月10日まで)とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条の規定により知事は、第12条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調

査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金の確定通知書（様式第9号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（概算払）

第14条 知事が必要と認めた場合は、補助事業者は、1会計年度につき1回に限り、補助事業の出来形の10分の9以内の額について概算払を請求することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金概算払請求書（様式第10号）に、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業実績報告書（様式第8号）および同様式に記載の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定による概算払の請求を受けたときは、提出された報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（書類の経由）

第15条 規則およびこの要綱の規定により、知事に提出する書類は2部（第18条の規定に基づく電子情報処理組織による申請等の場合は1部）作成し、所轄の土木事務所（長浜市内の旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町においては長浜土木事務所木之本支所）を経由しなければならない。ただし、様式第7号の2および第10号については、この限りでない。

（書類の備付）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支に事実を明らかにする証拠書類を整備し、当該会計年度終了後10年間保存しなければならない。

（各種決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者が本要綱の各条項に違反した、もしくは各条項を遵守していないと認めた場合は、本要綱に基づき行った各種の決定を取り消すことができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第18条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条第1項の規定に基づく申請の取下げ、第7条の規定に基づく計画変更の申請、第9条の規定に基づく変更交付の申請、第11条第1項の規定に基づく着手の報告、第12条の規定に基づく実績報告または第14条第2項の規定に基づく概算払の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行し、昭和 62 年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行し、平成 18 年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分補助金から適用する。

別表第 1

経費の配分の軽微な変更	事業の内容の軽微な変更
1. 本工事費、測量および試験費、用地および補償費の相互間における流用で流用先の経費の 2 割以内の変更となるもの	次の各号に定めるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの 1. 工事の施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの 2. 構造および工法の変更のうち工事の重要な部分に関するものならびに規模の変更で滋賀県補助金等交付規則第 4 条の補助金交付決定となった設計（変更設計を含む）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

(様式第1号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(補助事業者)

年度において 地区急傾斜地崩壊対策事業について、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金 円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

(関係書類)

1. 事業計画書 (様式第2号)
2. 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類
3. 実施設計書

(担当者氏名)
(連絡先電話番号)

(様式第2号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業計画書

1. 工事施工箇所および周辺の状況

箇所名	施工位置	周辺の状況

2. 設備の設計内容

別添実施設計書のとおり

3. 着工予定年月日等

箇所名	着工予定 年月日	完了予定 年月日	直営または 請負の別	新設、改良 補修の別	備考

4. 補助事業費総括表

箇所名	事業費	工事費	左 の 内 訳			備 考
			本工事費	測量および試験費	用地および補償費	

5. 事業費財源内訳（歳入歳出予算書—当該事業に関する歳入歳出予算書の写—を添付すること）

箇所名	事業費	財 源 内 訳			摘 要

(様式第3号)

第 号
年(年) 月 日

(補助事業者)

様

滋賀県知事

年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金について、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので同規則第6条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け
第 号で申請のあったもので、その内容は申請書記載のとおり
です。
2. 補助事業に要する経費および補助金の額は次のとおりとします。
補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円
(※箇所別配分は別表のとおりとします。)
3. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）および滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱（昭和62年4月1日）に定めるところに基づき事業を行うこととします。

(第3号・別表)

箇所別配分表

(単位：千円)

箇所名	補助事業に 要する経費	補助金の額	条 件

(様式第4号)

第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(補助事業者)

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け滋砂第 号で補助金交付決定のあった 年度
滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業にかかる事業計画を下記のとおり変更した
いので、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱第7条の規定によ
り申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

(注) 変更する箇所別に記載すること。

(担当者氏名)
(連絡先電話番号)

(様式第5号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業計画変更承認通知書

第 号
年(年) 月 日

(補助事業者)

様

滋賀県知事

年 月 日付け 第 号で事業計画変更承認申請のあった
年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業については、次のとおり承認し
ます。

記

箇 所 名	変 更 の 内 容

(様式第 6 号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(補助事業者)

年 月 日付け滋砂第 号で補助金交付決定のあった、 年度
滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業については、下記のとおり変更したいの
で、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 補助金変更交付申請額 円
3. 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類
 - (3) 変更実施設計書

(担当者氏名)
(連絡先電話番号)

(様式第7号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年(年) 月 日

(補助事業者)

様

滋賀県知事

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった
年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金については、年 月 日
付け滋砂第 号で補助金の交付決定通知をした内容を次のとおり変更し
ます。

記

単位：千円

箇所名	変更交付決定額		既交付決定額		備考
	事業費	補助金額	事業費	補助金額	

(様式第7号の2)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業着手報告書

第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

補助事業者

年 月 日付け滋砂第 号で交付決定のあった滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業について、下記のとおり着手したので、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

単位：千円

箇 所 名				
(補助金額) 事業費				
設計額				
(補助金額) 契約費				
工期				
契約の相手方				
契約の結果生じた 補助金額の剰余金				
上記剰余金の 処理方法				

(担当者氏名)
(連絡先電話番号)

(様式第8号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業実績報告書

第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(補助事業者)

年 月 日付け滋砂第 号で滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金の交付決定通知のあった滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業について、滋賀県補助金交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(完了時関係書類)

1. 歳入歳出決算書（見込）の写
2. 工事竣工検査調書の写
3. 請負契約書の写
4. 精算設計書
5. 工事完成写真（着工前・後）

(概算払時関係書類)

1. 歳入歳出決算書（見込）の写
2. 工事出来形検査調書の写
3. 請負契約書の写
4. 出来形設計書
5. 出来形写真（着工前・後）

(担当者氏名)
(連絡先電話番号)

(様式第9号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金の額の確定通知書

第 号
年(年) 月 日

(補助事業者)

様

滋賀県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業の補助金を滋賀県補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり確定します。

記

箇所名	補助事業に要した経費	確定補助金額	備考

(様式第10号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金概算払請求書

金 _____ 円

交付決定額	金 _____ 円
今回請求額	金 _____ 円
残 金 額	金 _____ 円

年 月 日付け滋砂第 号で交付決定通知があった滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金を上記のとおり概算払されるよう滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(補助事業者)

(担当者氏名)
(連絡先電話番号)